

地域課題解決型起業支援金交付規程

(通則)

第1条 地域課題解決型起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（令和7年（2025年）4月1日付け中企第2858号。以下「要綱」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この起業支援金は、北海道が定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資するために新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助することにより、道内における創業を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本規程において、次に掲げる用語の意味は、各号に定めるところによる。

- (1) 北海道が定める社会的事業の分野
要綱第3条第1号のとおりとする。
- (2) 中小企業者
要綱第3条第2号のとおりとする。
- (3) 中小企業者等
要綱第3条第3号のとおりとする。
- (4) 新たに起業する者
要綱第3条第4号のとおりとする。
- (5) 起業支援金
要綱第3条第5号のとおりとする。
- (6) 起業に必要な経費
要綱第3条第6号のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 起業支援金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、2025年4月1日以降、起業支援金の交付決定を受けた第7条に定める補助対象事業の実施期間（以下、「事業実施期間」という。）完了日までに、道内において、中小企業者等として個人事業の開業届出又は法人若しくは組合の設立を行い、その代表者となる者をいう。
- (2) 中小企業者以外の者（以下、「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れている者であること。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上

- (3) 北海道内に住民票を有し居住していること、又は、事業実施期間完了日までに北海道内に住民票を移し居住することを予定していること。
- (4) 法人の登記又は個人事業の開業の届出を北海道内で行う者であること。
- (5) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (6) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(補助対象事業)

第5条 起業支援金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) 北海道が定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する次に掲げる事項の全てに該当する事業であり、新たに起業する事業であること。ただし、第一次産業（農業・林業及び水産業）に分類される事業を除く。

ア 起業する地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること。

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

ウ 起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。

- (2) 北海道内で実施する事業であること。
- (3) 2025年4月1日以降、起業支援金の交付決定を受けた事業の事業実施期間完了日以前に新たに起業する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

(補助対象経費等)

第6条 起業支援金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、上限額は別表のとおりとし、事務局は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において起業支援金を交付する。

(補助対象事業の実施期間)

第7条 事業実施期間は、第9条第2項の交付決定の日から、2026年1月15日の間で公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「事務局」という。）が認める日までとする。

(起業支援金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、事務局に対し、別に定める起業支援金の募集期間中において「地域課題解決型起業支援金交付申請書」（様式第1）（以下「交付申請書」という）を事務局へ提出し、交付の申請を行うものとする。

2 前項の申請に当たっては、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合にあつては、次のとおりとする。

(1) 補助対象者は、実績報告書の提出に当たって、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助対象者は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により起業支援金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、地域課題解決型起業支援金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 2）によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに事務局に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この起業支援金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、起業支援金の額の確定の日の翌年 4 月 30 日までに事務局に報告するとともに、起業支援金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに事務局へ報告し、当該金額を返還しなければならない。

（起業支援金の交付の決定）

第 9 条 事務局は、前条の規定による起業支援金の交付の申請があつたときは、社会的に事業に知見を有する者等からなる外部審査会を設置し、当該審査会において、補助対象者から提出された交付申請書等を基に、別に定める「地域課題解決型起業支援金審査要領」によって審査する。なお、審査会の設置及び運営に関し、必要な事項については、別に定める。

2 事務局は、前項の審査により、起業支援金を交付すべきと認めたときは交付を決定し、「地域課題解決型起業支援金交付決定通知書」（様式第 3）（以下、当該交付の決定の通知を受けた者を「交付対象事業者」という。）を、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 事務局は、起業支援金を交付すべきと認められないときは「地域課題解決型起業支援金の審査の結果について」（様式第 4）を、当該申請を行った者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 10 条 事務局は、第 9 条第 2 項による起業支援金を交付する場合は、必要な条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第 11 条 交付対象事業者は、第 9 条第 2 項に規定する通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に、申請の取下げをすることが

できる。

(補助事業の中止等)

第 12 条 交付対象事業者は、第 9 条第 2 項による交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「地域課題解決型起業支援金事業中止・廃止承認申請書・報告書」（様式第 5）により事務局の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 13 条 交付対象事業者は、補助事業を事業実施期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、「地域課題解決型起業支援金事業執行遅延・不能報告書」（様式第 6）により速やかに事務局へ報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 14 条 交付対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「地域課題解決型起業支援金変更申請」（様式第 7）により事務局の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、かつ、その事業量又は事業費について 20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

2 前項の規定に該当しない要件の変更（住所変更等）を行った場合においても、「地域課題解決型起業支援金変更申請」（様式第 7）により事務局へ届け出なければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 15 条 交付対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、起業支援金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、規則第 23 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定めるもの（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。

3 交付対象事業者は、処分制限財産について、「地域課題解決型起業支援金取得財産等管理台帳」（様式第 8）を設け、保管状況を明らかにしなければならない。また、処分制限財産を取得した時は、第 19 条第 1 項に定める実績報告書に「地域課題解決型起業支援金取得財産等管理明細表」（様式第 9）を添付しなければならない。

4 交付対象事業者は、処分制限財産について、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この起業支援金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ「地域課題解決型起業支援金取得財産等処分承認申請書」（様式第 10）を事務局へ提出し、事務局の承認を受けなければならない。ただし、交付された起業支援金の全部に相当する額を事務局に返還した場合は、この限りではない。

5 前項の申請により承認を受けた場合において、起業支援金の全部又は一部に相当する金額を返還する条件が付されたときは、当該金額を指定された期日までに事務局に返還しなければならない。

6 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する額を事務局に返還させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第 16 条 交付対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下本章において「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に「地域課題解決型起業支援金に係る産業財産権等取得等届出書」（様式第 11）を事務局へ届出しなければならない。

(状況報告等)

第 17 条 事務局は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第 18 条 事務局は、交付対象事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が起業支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 19 条 交付対象事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条の規定に基づく中止等の承認を受けた場合を含む。）は、その日から 30 日以内又は 1 月 30 日のいずれか早い日までに、「地域課題解決型起業支援金実績報告書」（様式第 12）（以下「実績報告書」という。）を事務局へ提出しなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税等を減額して報告しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 20 条 交付対象事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の終了後から 5 年間保存しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない処分制限財産を有する場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

(起業支援金の額の確定及び通知)

第 21 条 事務局は、第 19 条第 1 項の報告を受けた場合には、これを審査し、その報告に係る補助事業の成果が起業支援金の交付の決定の内容（第 14 条に基づく変更の承認を受けた場合は、その内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき起業支援金の額を確定し、「地域課題解決型起業支援金確定通知書」（様式第 13）により交付対象事業者に通知する。

(起業支援金の交付)

第 22 条 起業支援金は、前条の規定により起業支援金の額を確定したのち、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 23 条 事務局は、交付対象事業者が起業支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱及びこの規程及び別紙「暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書」(様式第 1・別紙 2)に違反したときは、起業支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業化等の状況報告)

第 24 条 交付対象事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から 5 年間、自らの毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化及び収益状況等に関する「地域課題解決型起業支援金事業化等状況報告書」(様式第 14)(以下「事業化等状況報告書」という。)を、事務局へ提出しなければならない。

2 事務局は、必要に応じて、交付対象事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 交付対象事業者は、その証拠となる書類を当該報告を行った日から 3 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 25 条 事務局は、前条の報告により、交付対象事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により、相当の収益が生じたと認めるときは、交付対象事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を事務局に返還させることができるものとする。

2 前項の規定により返還を命ずることができる金額の合計は、起業支援金の確定額の合計を上限とする。

(秘密の保持)

第 26 条 事務局は、補助対象者がこの規程に従って事務局に提出する交付申請書等については、起業支援金の交付のための審査及び起業支援金の額の確定のための検査等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した交付申請書等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

2 交付対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第 27 条 事務局は、補助対象者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って取り扱うものとする。

2 事務局は、補助対象者に関して得た情報については、公的機関が法令に定める事務を遂行すること

に対して協力する必要がある場合は求めに応じて提供する。

(その他)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、起業支援金の交付に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

この規程は、2025年4月16日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率及び上限額
人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。	補助率：2分の1以内 上限額：200万円